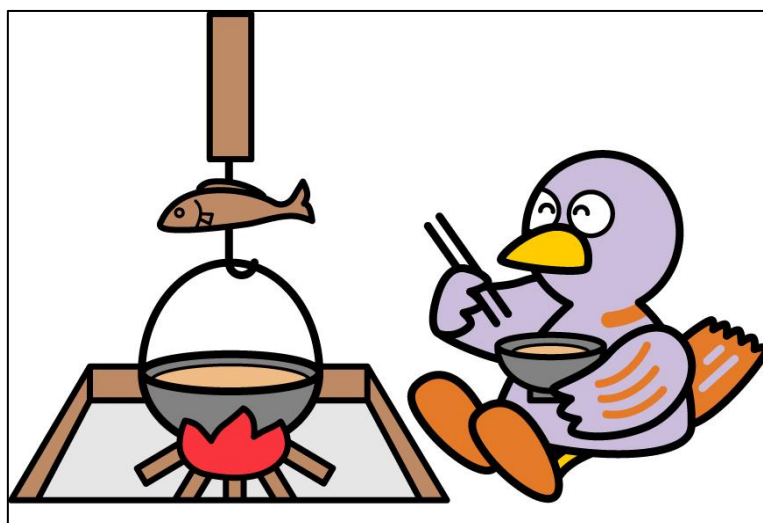


ガス供給業を行う法人の事業税の申告について



埼玉県・県税事務所

平成29年3月

凡例 法・・・ 地方税法
政令・・・ 地方税法施行令
規則・・・ 地方税法施行規則
通（県）・・・ 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県関係）

1 ガス供給業を行う法人の事業税の課税について

ガス供給業を行う法人は、収入金額を課税標準として、収入割の申告となります。

(法 72 条の 2、72 条の 12 第 2 号)

※ ガス供給業とその他の事業を併せて行う場合

原則：区分計算を行い、収入割と所得割（及び付加価値割、資本割）を申告します。

例外：主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式により申告することもできます。

(通（県）事業税 4 の 9 の 9)

※ 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合（法 72 条の 48）

主たる事業の分割基準により課税標準額を分割します。

- ガス供給業・・・固定資産の価額
- 製造業・・・・・・従業者の数
- 非製造業・・・・・・従業者の数と事務所等の数

2 課税標準の計算方法（法 72 条の 24 の 2）

(1) 課税標準となる収入金額の計算方法

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{①収入すべき金額} - \text{②控除すべき金額}$$

① 収入すべき金額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。(通（県）事業税 4 の 9 の 1)

注 1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除します。(通（県）事業税 4 の 9 の 1)

注 2) ガス供給業の課税標準とすべき収入金額とは、ガス売上収入、供給雑収入（計器具の損料及び賃貸料収入を含む）及び事業税相当額の加算料金等原則としてガス供給業（導管によるものに限る）の事業収入に係るすべての収入を含みます。(通（県）事業税 4 の 9 の 4)

注 3) 料金とあわせて収入する消費税及び地方消費税の金額は、収入金額に含めません。

注 4) すべての収入が含まれることから、例えば雑収入等に含まれる収入についても課税標準となる

収入金額に含みます。(例：消費税等還付金、還付加算金)

なお、収入とは実際に収入すべきものをいい、収入の伴わない収益は課税標準となる収入金額に含みません。(例：貸倒引当金戻入、前期損益修正損益及び土地の受贈益等)

② 控除すべき金額

ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額

(法 72 条の 24 の 2 第 1 項)

イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、ガス供給業を行う他の法人からガスの供給を受けてガスを供給する場合に供給を受けたガスの料金として支払うべき金額に相当する収入金額、可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合のその可燃性天然ガスに係る収入金額のうちその可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額、ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業を併せて行う法人が掘採した可燃性天然ガスに係る収入金額のうちその可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

(政令第 22 条、通(県)事業税 4 の 9 の 7)

ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等

(告示昭和 30 年 29 号、昭和 34 年 46 号、昭和 42 年 55 号、平成 23 年 379 号)

エ 他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けて大口供給に応じるガスの供給を行う場合の収入金額は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、本則規定により算定した収入金額からそのガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額を控除した金額とします。

(法附則 9 条第 10 項)

(2) ガス供給業以外の事業を併せて行う場合

① 区分計算

ガス供給業とその他の事業（所得等課税事業）の各事業部門ごとに区分計算します。

原則として各事業部門ごとにそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告します。（通（県）事業税4の9の9）

注1） ガス供給業においてその製造過程に副産物として生じるコークス又はコールタール等の副産物の製造販売は、所得等課税事業となります。（通（県）事業税4の9の4）

【所得金額の計算方法】

損益計算書、法人税別表4、法人事業税の加算・減算項目について各事業部門ごとに区分します。また、各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額など妥当な基準によりあん分し、所得等課税部門の課税標準となる所得金額または欠損金額を計算します。（通（県）事業税4の9の9）

注1） 本社の全体的経費（管理部門経費、役員報酬、利息等）は通常共通の経費として扱います。

注2） 法人税別表4の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。

注3） 妥当なあん分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には（例：営業外収益に計上されているなど）、当該金額も売上金額に含めてあん分計算を行います。

注4） あん分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、ご注意ください。（例：売上金額をあん分基準に用いている場合に、修正申告において、売上金額の税務加減算があった場合など。）

注5） 一方の事業部門がマイナスとなるあん分基準は、妥当とはいえません。

【付加価値額の計算方法】

所得割の区分計算と同一の方法で各事業部門に区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、所得等課税部門の課税標準となる付加価値額を計算します。

(通(県)事業税4の9の9)

注) 以下の明細書には、区分計算後の所得等課税事業に係る金額のみを記載します。

報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)

労働者派遣等に関する明細書(第6号様式別表5の3の2)

純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)

純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5)

【資本金等の額の計算方法】

資本金等の額を各部門に係る従業者数によりあん分して収入金額課税部門以外の部門の資本金等の額を計算してください。(注)(政令第20条の2の25)

注) 資本割の従業者あん分を行う場合の従業者については次によります。(通(県)事業税4の6の10)

- 従業者とは当該法人の事務所等に使用される役員、使用人(非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て)をいいます。
- 次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。
 - 派遣労働者=派遣先(派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方)
 - 出向者=出向先(出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方)
- 病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含まれません。
- 従業者数は事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在における各部門の従業者数をいいます。
- 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算(従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等)は行いません。
- それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分します。

②従たる事業が軽微な場合

従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。

この場合、「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。

(通(県)事業税4の9の9)

(3) 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

主たる事業の分割基準により課税標準を分割します。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定します。

(法72条の48第3項、通(県)事業税9の8)

【主たる事業がガス供給業の場合の分割基準】

事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。）の価額をいいます。

(規則6条の2第2項、通(県)事業税9の4)

【主たる事業が非製造業の場合の分割基準】

課税標準の2分の1・・・従業者の数

課税標準の2分の1・・・事務所等の数

【主たる事業が製造業の場合の分割基準】

従業者の数（資本金が1億円以上の場合は工場の従業者数の2分の1を加算します。）

3 申告書に添付する書類

(1) 確定申告、仮決算による中間申告

法人県民税・事業税の中間・確定申告書（第 6 号様式）に以下の書類を添付します。

ア ガス供給業のみ行う場合

（法 72 条の 25 第 10 項、72 条の 26 第 4 項、規則 4 条の 6、4 条の 7 第 2 号）

- 収入金額に関する計算書（第 6 号様式別表 6）
- 法人税法施行規則様式別表四（写）・同別表四の二附表（写）
- 貸借対照表・損益計算書
- 雑収入及び雑損失等の内訳書
- 消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
- 二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する場合
 - ・ 課税標準の分割に関する明細書（第 10 号様式）

イ ガス供給業とその他の事業とを併せて行う場合

上記ア（消費税及び地方消費税の確定申告書（写）を除く）の書類に加えて、

- 「あん分計算の要否判定表（ガス供給業とその他の事業を併せて行っている場合）」
（別記様式第 1 号）
- 「ガス供給業の収入金額に関する計算書」（別記様式第 2 号）
- 別記様式第 2 号明細書（1）～（7）

ウ なお、その他の事業について外形標準課税の対象となる場合は、次の書類も御提出ください。（法 72 条の 25 第 8 項、72 条の 26 第 4 項、規則 4 条の 5、4 条の 7 第 1 号）

- 「付加価値割に関する明細書」（別記様式第 3 号）
- 付加価値額及び資本金等の額の計算書（第 6 号様式別表 5 の 2）
- 付加価値額に関する計算書（第 6 号様式別表 5 の 2 の 2）
- 資本金等の額に関する計算書（第 6 号様式別表 5 の 2 の 3）
- 報酬給与額に関する明細書（第 6 号様式別表 5 の 3）※
- 純支払利子に関する明細書（第 6 号様式別表 5 の 4）※
- 純支払賃借料に関する明細書（第 6 号様式別表 5 の 5）※

※主たる事務所の所在地が埼玉県の場合に御提出ください。

(2) ガス供給業を行う法人が、解散し、残余財産が確定した場合

残余財産の確定の日の属する事業年度について、ガス供給業部門に係る収入割による課税はありません。（法 72 条の 29 第 3 項には収入割の申告が含まれていません。）

(3) 法人県民税・事業税の予定申告書（第7号様式）

一般的な法人が添付する書類以外は不要です。

注) 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税については、中間申告納付をすることとなっています。(法72条の26第7項ただし書)

4 別記様式第1号、第2号、第2号の2、第2号明細書及び第3号の記載等について

ガス供給業とその他の事業を併せて行う場合は、別記様式第1号、第2号及び第2号明細書を記載し、確定申告書に添付してください。

(1) 判定表（別記様式第1号）について

上記2(2)のとおり、ガス供給業とその他の事業を併せて行っている法人は、「あん分計算の要否判定表（ガス供給業とその他の事業を併せて行っている場合）」（別記様式第1号）を作成し、確定申告書に添付してください。

(2) 別記様式第2号、第2号明細書について

ア 損益計算書の「営業収益」の金額を、ガス供給業に係るもの（「収入金課税」と、その他のもの（「所得金課税」）に区分し、「ガス供給業の収入金額に関する計算書」（別記様式第2号、以下「計算書」とします。）の該当欄へ記載してください。

なお、計算書の①、②、⑥、⑦、⑧、22、27～30欄については、ガス事業会計規則（昭和29年4月1日付け号外通商産業省令第15号）の収益・費用の款及び項によるものを記載してください。

また、「その他営業雑収益」については、「その他営業雑収益に関する明細書」（別記様式第2号明細書(1)、以下、別記様式第2号明細書については「明細書()」とします。)を使用して、「営業収益に係る税務調整」については、「営業収益の税務調整(加算)に関する明細書」(明細書(2))、「営業収益の税務調整(減算)に関する明細書」(明細書(3))を使用して、明確に区分できるものは区分し、区分困難なものは按分計算し、計算書の該当欄へ記載してください。

イ 計算書⑬欄を使用して「按分率」を算出し、22欄等の計算に使用してください。

ウ 課税標準となる収入金額の算定

計算書の⑭～⑲欄を順次記入し、20欄で課税標準となる収入金額を算定し、第6号様式43欄に記載してください。

エ 課税標準となる所得金額の算定

(ア)「供給販売費」、「受注工事費用(ガス供給業関連)」、「器具販売費用(ガス供給業関連)」及び「事業費用(ガス供給業関連以外)」の損益計算書における区分の有無により、以下のように計算してください。

a 区分して計上している場合

計算書の「供給販売費に関する明細書(その一)」(明細書(4))及び計算書28～31欄並びに33～37欄により費用を計算してください。

b 区分して計上していない場合

計算書の「売上原価、販売費及び一般管理費に関する明細書（その二）」（明細書（5））及び計算書 33～37 欄により費用を計算してください。

（イ）上記（ア）a の場合に、供給販売費は、ガス供給業とその他の事業の両方に係るものであるため、「供給販売費に関する明細書（その一）」（明細書（4））を使用して、明確に区分できるものを記入し、区分困難なものは按分計算してください。

また、一般管理費に「事業税額」が含まれる場合には、以下の算式により、一般管理費を調整します。（計算書備考欄により計算してください。）

$$\begin{aligned} & (\text{一般管理費総額} - \text{事業税総額}) \times \text{按分率} + \text{所得金額課税分の事業税額} \\ & = \text{所得金額を算定するときの一般管理費} \end{aligned}$$

（ウ）「営業外収益・費用」「特別利益・特別損失」「法人税別表 4 による加算・減算」の各項目について、イで算出した按分率を乗じて、または、明細書（6）、明細書（7）を使用して、所得金額課税となる収益、費用・損失を算定してください。

（エ）26 欄、38 欄、40～42 欄から、課税標準となる所得金額を算定し、計算書 43 欄の金額を第 6 号様式 33 欄へ記載してください。

オ 上記ア～エで記載した計算書及び明細書は確定申告書に添付してください。

（3）別記様式第 2 号の 2 について

ガス供給業と併せて電気供給業を行う場合は、別記様式第 2 号に代えて別記様式第 2 号の 2 により計算してください。

なお、記載にあたっての留意事項は（2）をご確認ください。

（4）別記様式第 3 号について

ガス供給業を行う資本金 1 億円超の普通法人で、ガス供給業とその他の事業を併せて行う場合は、別記様式第 2 号に加えて、その他の事業に関して「付加価値割に関する明細書」（別記様式第 3 号）を作成し、付加価値割の課税標準を計算してください。